

# 事後審査型条件付一般競争入札の注意事項

## 1. 事後審査型条件付一般競争入札について

- ①一般競争入札であるため、指名通知は行いません。千早赤阪村役場1階の入札掲示板又は千早赤阪村ホームページで公告しますので、各自で公告を確認してください。
- ②当該入札は、次の書類を千早赤阪村の指定する封筒に同封し、郵送により提出しなければなりません。
- ・入札書
  - ・内訳書
  - ・事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書
  - ・設計図書等購入申込書兼領収書の写し（設計図書等を販売により配付したときのみ）
- ③入札書等を直接千早赤阪村役場へ持参することは、認めません。

## 2. 事後審査型条件付一般競争入札の流れ

別に示す「事後審査型条件付一般競争入札フローチャート」を参照してください。

## 3. 入札書等の入手方法

入札書、内訳書、確認申請書、入札関係書類提出書、設計図書等購入申込書、質疑書については、原則として千早赤阪村ホームページの入札契約情報からダウンロードにより入手してください。やむを得ず配付を希望する場合は、千早赤阪村総務課に問い合わせてください。

## 4. 設計図書等の購入

- ①千早赤阪村ホームページの入札契約情報からのダウンロードにより配付する場合は、設計図書等を販売しないので、ダウンロードにより設計図書等を入手するようしてください。
- ②設計図書等を販売の方法により配付するときは、指定された販売場所で設計図書等を購入してください。

## 5. 入札書の記載方法

- ①入札書の金額は、消費税及び地方消費税に相当する額を含まない金額を記載してください。
- ②落札候補者となるべき最低の価格で入札した者が2者以上の場合、くじ用数字を使って抽選を行うので、入札額以外に任意の3桁の数字を入札書の所定の欄に記入してください。
- ③入札書及び確認申請書の日付は、公告で示された「開札日」を記入してください。
- ④入札者は、有資格者名簿に登録されている代表者（本店から営業所等に委任している場合は、営業所等の代表者）とし、使用印は、千早赤阪村入札参加資格審査申請により登録されている使用印を使用してください。代理人による入札は無効となります。

## 6. 内訳書の記載方法

- ①内訳書に記載の価格（消費税及び地方消費税に相当する額を含まない金額）は、入札金額と一致させてください。異なる価格での入札は無効とします。
- ②内訳書の日付は、公告で示された「開札日」を記入してください。
- ③内訳書の商号又は名称、代表者職氏名欄は入札者を記入してください。また、印鑑は入札書と同じ印鑑を使用してください。

## 7. 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書の記載方法

- ①申請書の日付は、公告で示された「開札日」を記入してください。
- ②申請者は入札者としてください。また、印鑑は入札書に使用したものと同じ印鑑を使用してください。
- ③申請書に記載されている全ての項目について記入してください。ただし、工事施工実績等を入札参加条件としていない場合は、実績欄の記入は不要です。

## 8. 設計図書等に対する質問及び回答

- ①設計図書等に関する質問については、千早赤阪村指定様式に必要事項を記入のうえ、公告に示す期限までに指定された方法で提出してください。
- ②指定された方法で送信後、必ず電話で着信の確認をしてください。
- ③質問のない場合は、連絡や提出の必要はありません。
- ④公告で示した方法以外での提出は受付をしません。
- ⑤回答は、千早赤阪村ホームページで閲覧の方法により行います。

## 9. 入札書の提出方法

- ①入札参加必要書類を千早赤阪村指定の封筒に封入し、入札書到着期限日までに到着するように、一般書留郵便又は簡易書留郵便のいざれかの方法により、郵送してください。ポストへの直接投函はできませんので注意してください。※特定記録郵便は無効となります。
- ②入札書到着期限日とは、千早赤阪村総務課に到着する期限日のことです。
- ③郵送は1件の入札につき1通とします。

- ④千早赤阪村指定の封筒には、契約件名、入札公告番号、開札日時、入札者の名称及び住所を記載してください。  
 ⑤郵送にかかる費用は入札参加者の負担となります。  
 ⑥郵便局によっては、書留等の取扱時間が違うので、事前に把握するようにしてください。  
 ⑦郵便事情により通常の配達期間では届かない場合等も考えられますので、時間に余裕をもって手続きしてください。  
 ⑧指定された方法以外（普通郵便、特定記録郵便、持参提出等）での入札又は到着期限後に届いた入札書は無効とします。  
 ⑨入札書を郵送される前に、必ず「事後審査型一般競争入札（郵送方式）チェックシート」により確認してください。

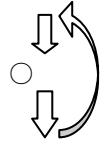
## 10. 開札の傍聴及び立会い

- ①事後審査型条件付一般競争入札にかかる開札は、傍聴することができます。  
 ②開札日の公告に示す時間内に総務課窓口で申し込みをした先着 10 名（1 日の開札につき）を傍聴人として決定します。  
 ③入札参加者（代表者に限る）が傍聴の申し込みをした場合、開札立会人を依頼することがあります。

## 11. くじの方法

- ①落札候補者となるべき最低の価格で入札した者が 2 者以上の場合は、直ちにくじにより落札候補者を決定するとともにその順位を決定します。  
 ②くじの方法は、次のとおりとします。ただし、別にくじの方法を定めた場合は、その定めによるものとします。  
 (1) あらかじめ入札書に任意の 3 衔のくじ用数字を記載する。  
 (2) 開札立会人により当該案件における 3 衔の乱数を抽選で決定する。  
 (3) 同価格で入札した者のくじ用数字にそれぞれ乱数を加えた下 3 衔の数字をくじ値とし、くじ値が最小値の者のくじ番号を 0 として、有資格者名簿の業者番号の昇順にくじ番号を付す。（業者番号の最大の者以降は、最小の者に戻り残りを昇順に付す。）くじ値の最小値の者が複数ある場合は、くじ値の最小値の者のうち業者番号の最小の者を 0 とする。  
 (4) 同価格で入札した者の入札書に記載されているくじ用数字の合計に乱数を加え、同価格で入札した者の数で除した余りの数と前号の規定により付されたくじ番号が一致した者を落札候補者とする。  
 (5) 他の者は落札候補者から昇順に順位を付すものとする。  
 (6) 入札書にくじ用数字が記載されていないとき、又はくじ用数字の記載が不鮮明であるときは、くじ用数字を 0 とする。  
 (7) 最低の価格以外で同額となった者が 2 者以上の場合における順位の決定も同様に行うものとする。

例

業者番号	業者名	入札書記載金額	くじ用数字(1)	くじ値(1)+乱数	くじ番号(3)	結果	資格確認を行った順位(4)	
10000011	A社	10,000,000	789	432	2		第4候補者	
10000025	B社	10,000,000	なし(0)	643	3	落札候補者	第1候補者	
10000136	C社	10,000,000	456	099	0		第2候補者	
10000350	D社	10,000,000	123	766	1		第3候補者	

立会者による乱数(2)（抽選で決定） 643

$$\begin{aligned}
 & \text{(同価格の者の入札書に記載されているくじ用 3 衔の数字合計 + 乱数) } \div \text{同価格の入札者数} \\
 & = (789 + 0 + 456 + 123 + 643) \div 4 = 2,011 \div 4 = 502 \text{ 余り } '3'
 \end{aligned}$$

## 12. 落札候補者への連絡

- ①落札候補者には電話で連絡しますので、開札日には、連絡を受けられる体制を整えておいてください。  
 ②落札候補者は、公告に示す書類を落札候補者が決定した翌日の指定する時刻までに持参により提出しなければなりません。提出がない場合は、落札候補者の資格を失います。

## 13. 落札者の決定

- ①落札候補者から提出された書類等に基づいて入札参加資格の確認を行い、開札日から原則として 3 日以内に落札者を決定します。  
 ②落札候補者に入札参加資格がないと認められた場合は、その者の入札を無効とし、次順位者を落札候補者として入札参加資格の確認を行い、落札者が決定するまでこれを繰り返します

## 14. 入札結果の公表

入札結果は、落札者が決定した後に千早赤阪村ホームページで公表しますが、落札者が決定するまでは、総務課窓口にて、開札状況等（入札金額、落札候補者、落札候補順位）の閲覧が可能です。本件に関するお問い合わせについては一切お答え出来ません。

問い合わせ先：千早赤阪村総務課 TEL 0721-72-0081 (内 221) FAX 0721-72-1880
--